

○総務省告示第 号

無線設備規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第〇〇〇号）附則第三項の規定に基づき、超広帯域無線システムの無線局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 原口 一博

- 超広帯域無線システムの無線局であつて、二三・六 GHz 以上二四 GHz 未満の周波数の電波を使用するものについては、仰角が三〇度以上の角度の範囲において、任意の一 MHz の帯域幅における等価等方輻射電力を（一）四一・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）から（二）二五デシベル以上低下させることとする。
- 超広帯域無線システムの無線局であつて、二二・二一 GHz 以上二二・五 GHz 未満又は二三・六 GHz 以上二四 GHz 未満の周波数の電波を使用するものについては、次の表の上欄に掲げる電波天文業務の用に供する受信設備に対する離隔距離は、表の下欄に掲げるとおりであること。

場 所	離 隔 距 離
長野県南佐久郡南牧村野辺山六二番二号	

<p>東経 一三八度二八分二三・二秒 北緯 三五度五六分四〇・九秒</p>	八 km
<p>鹿児島県鹿児島市平川町字狐迫二一五五番地 東経 一三〇度三〇分一八秒 北緯 三一度二八分 四秒</p>	五 km
<p>北海道苫小牧市字高丘（北海道大学苫小牧研究林内） 東経 一四一度三五分四九秒 北緯 四二度四〇分二五秒</p>	一七 km
<p>岩手県水沢市星ヶ丘町二番一二号（国立天文台VERA観測所内） 東経 一四一度〇七分五七秒 北緯 三九度〇八分〇一秒</p>	一四 km
<p>東京都小笠原村父島字旭山 東経 一四二度一三分〇〇秒 北緯 二七度〇五分三一秒</p>	一 km
<p>鹿児島県薩摩川内市入来町裏之名四〇一八番地三</p>	

東經 一三〇度二六分二四秒 北緯 三一度四四分五二秒	一一 km
沖繩県石垣市登野城嵩田二三八九番一 東經 一二四度一〇分一六秒 北緯 二四度二四分四四秒	一一 km